

東海労働弁護団
自由法曹団 三重支部
青年法律家協会 三重支部

2026年1月9日

三重県知事の県職員への外国人の採用を取りやめる表明に強く反対し、アンケート実施の即時撤回を求める共同声明

三重県の一見勝之知事は、2025年12月25日、記者会見において、社会情勢の変化を踏まえ、秘匿性の高い情報の流出を防ぐことを理由に県職員の採用に関する国籍要件を見直し、外国人の採用を取りやめる方向で検討を始めることが県民1万人を対象とし、外国籍の職員の採用を続けるべきか問うアンケートを2026年1月から2月にかけて実施することを明らかにした。

われわれ法律家3団体は、下記理由から、国籍要件の見直しに強く反対し、アンケート実施の即時の撤回を求める。

1 知事は、県職員の採用に関し、外国人の採用を取りやめる方向で検討を始めた理由として、社会情勢の変化を踏まえ、秘匿性の高い情報の流出を防ぐためとする。

三重県は、1999年度から、外国人の社会参画の推進のため国籍要件を撤廃してきた。現在は、県職員49職種のうち、獣医師や機関士など5職種を除く44職種で国籍要件がなく、徴税など公権力を行使する職務や管理職以外であれば、外国人の受験を可能にし、記録のある2005年以降、9人の外国人を採用し、現在は医療職として外国籍の職員1人が在籍しているのみである。機密情報が流出した事例はない。

なお、知事は、記者会見において「VIP動線に関与する」ことを秘匿すべき事項に挙げていることから、県内にある伊勢神宮への天皇や大臣による参拝の警備も理由としているとの報道もある。しかし、2023年1月、岸田文雄首相（当時）が伊勢神宮を訪問する直前に爆竹が破裂した事件で、三重県警は有力な手がかりは見つかっていないとして、威力業務妨害の疑いで容疑者を特定しないまま書類送検し、津地方検察庁が2023年1月24日、不起訴（嫌疑不十分）とした。この事件に外国人が関与したということはできず、外国籍の職員採用禁止と再発防止との関連は認められない。

2 また、知事は、記者会見において「地方公務員法の守秘義務と、それから外国の政府が決めている情報の法律、これ実はバッティングする」と表明しているが、外国人の職員による情報漏えいに対しても当然国内法が適用されるのであって、刑法や地方公務員法の守秘義務違反による刑事罰や懲戒処分によって対応可能である。

なお、東京都において、2023年11月24日、中国籍の外国人がパスポート申請者の個人情報（住所、氏名、電話番号等）を付せんに書き写すなどして不正に持ち出した疑いで警視庁が書類送検した事案もあったが、犯行の動機や中国政府の関与は不明なままであるし、持ち出された情報が更なる第三者へ漏えいされた事実も確認されていない。そもそも、書類送検された外国人は都職員ではなく東京都が窓口業務を委託していた民間業者が雇用し

ていた従業員であって、本来公務員が従事すべき業務を安易に民間業者に委託する地方公務の問題が顕在化したにすぎないのであるから、かかる事例をもって外国人の採用を禁止する理由とすることはできない。

3 知事は、記者会見において、「排外主義はとりません。排他主義はとりません。・・・外国人に対する差別や中傷というのは恥ずべきで、許すべきではない」としたが、多民族・多文化共生社会形成のためには、日本にいる外国人がより多くの社会組織に平等に参画できることが基本的要請であるといえる。日本国憲法第8章（地方自治）の規定の趣旨から、日本に住む外国人のうち、地域に根付き、自治体とも密接な関係をもっている外国人がその意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させることは認められるべきである。そして、外国人にも法の下の平等や職業選択の自由が保障されており、秘匿性の高い情報の流出を防ぐという目的とは明確な関連がないにもかかわらず、一律に外国人の採用を認めないのは相当ではない。

日本国籍を有していないということを理由に、一律に、外国人を県職員として採用しないということは、外国人に対する差別であり、排外主義、排他主義を助長するものである。

4 さらに知事は、アンケートを実施することを検討しているというが、即時に撤回すべきである。

県民有権者に対して実施されるアンケートにおいて、共生社会に関する問い合わせではなく、防災対策の問い合わせに続くかたちで、「公的な権限を持たない業務においても個人情報などの重要な情報を取り扱う県の業務において、公務員の守秘義務に抵触する事案が発生することが懸念されている」と触れており、外国人であれば、外国へ機密情報を漏えいするのではないかという県民の不安をあおり、外国人に対する差別意識を助長する効果をもたらすものであることは明らかである。

そもそも、県職員の採用に関する国籍要件の見直しは、外国人の人権に関する問題であり、アンケートの結果によって左右されてよいものではない。アンケート実施は、少数者の権利の帰趨を1万人（なお、三重県の有権者は約142万人である（2025年知事選挙時））の意見に委ねることに等しいが、これは排外主義的政策選択をアンケート回答者に責任転嫁する言い逃れに過ぎない。

さらに、SNS等を通じて県外から真偽不明の情報が大量に流れるなど、アンケート聴取や結果報告後、県職員はもとより、県民が無用な争いに巻き込まれるおそれもある。

三重県は、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し人権が尊重される社会の実現を図っているにもかかわらず、外国人への差別を助長しかねない県民アンケートを実施すべきではない。

5 以上の理由から、われわれ法律家3団体は、三重県職員の採用に関する国籍要件の見直しに強く反対し、アンケートの実施の即時撤回を求めるものである。

以上